

霧島市条例第 23 号
令和 8 年 3 月 27 日

霧島市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市給水条例の一部を改正する条例

霧島市給水条例(平成17年霧島市条例第286号)の一部を次のように改正する。

第26条の2中「110円」を「140円」に改める。

第34条第1項第5号中「200円」を「300円」に改める。

別表の基本料金の表中

「	<table><tr><th>金額</th></tr><tr><td>490 円</td></tr><tr><td>890 円</td></tr><tr><td>1, 300 円</td></tr><tr><td>1, 920 円</td></tr><tr><td>3, 260 円</td></tr><tr><td>5, 400 円</td></tr><tr><td>12, 100 円</td></tr><tr><td>21, 510 円</td></tr><tr><td>50, 030 円</td></tr><tr><td>97, 120 円</td></tr></table>	金額	490 円	890 円	1, 300 円	1, 920 円	3, 260 円	5, 400 円	12, 100 円	21, 510 円	50, 030 円	97, 120 円	を	<table><tr><th>金額</th></tr><tr><td>620 円</td></tr><tr><td>1, 150 円</td></tr><tr><td>1, 670 円</td></tr><tr><td>2, 470 円</td></tr><tr><td>4, 210 円</td></tr><tr><td>6, 880 円</td></tr><tr><td>15, 760 円</td></tr><tr><td>28, 290 円</td></tr><tr><td>67, 090 円</td></tr><tr><td>121, 150 円</td></tr></table>	金額	620 円	1, 150 円	1, 670 円	2, 470 円	4, 210 円	6, 880 円	15, 760 円	28, 290 円	67, 090 円	121, 150 円	に改め、
金額																										
490 円																										
890 円																										
1, 300 円																										
1, 920 円																										
3, 260 円																										
5, 400 円																										
12, 100 円																										
21, 510 円																										
50, 030 円																										
97, 120 円																										
金額																										
620 円																										
1, 150 円																										
1, 670 円																										
2, 470 円																										
4, 210 円																										
6, 880 円																										
15, 760 円																										
28, 290 円																										
67, 090 円																										
121, 150 円																										
」			」																							

同表の従量料金の表中

「		「			
<table border="1"><tr><td>金額（1 m³につき）</td></tr></table>	金額（1 m ³ につき）	を	<table border="1"><tr><td>金額（1 m³につき）</td></tr></table>	金額（1 m ³ につき）	に改める。
金額（1 m ³ につき）					
金額（1 m ³ につき）					

85 円
105 円
110 円

」

100 円
125 円
140 円

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条第 1 項第 5 号の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めて徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前から継続するものの料金については、なお従前の例による。